

# 富士市手話言語条例施行から 1周年を迎えました



手話



言語



条例

聴覚障害があり、手話を使って生活している人を「ろう者」と言います。「ろう者」にとって「手話」は言語です。

この条例は、手話は言語であることの認識に基づきすべての市民が手話への理解を深め、共に支え合う地域社会を目指して制定されました。

問合せ 障害福祉課 ☎55-2911 ☎53-0151 [Efu-syougai@div.city.fuji.shizuoka.jp](mailto:fu-syougai@div.city.fuji.shizuoka.jp)

入場無料

## 富士市手話言語条例 1周年記念イベント

施行1周年を記念して、イベントを実施します。ぜひお越しください。

とき／9月23日（土・祝）

開場13時

上映開始13時40分（115分）

ところ／富士川ふれあいホール

内容／

- ・啓発映画「咲む」の上映
- ・手話とろう者に親しむイベント

※イベントには、手話通訳がつかまします。

申込み／当日直接会場へ（映画のみ事前に申込みが必要です）  
※詳しくは市ウェブサイトをご覧ください  
お問い合わせ 障害福祉課へ  
お問合わせください。



▲詳しくはこちら



## 手話言語条例が施行されて

昨年4月に手話言語条例が施行されて1年が経ち、「富士ろうあ協会」会長の鈴木礼子さんは、「手話や耳が聞こえない人に対する環境は少しずつ変わっています。手話を知ることほろう者を知ることでもありません。お互いを知り、理解し合うことで、私たちも様々な活動を通して頑張ってきました。

今は、スマートフォンアプリが普及し、声で話せば文字に変換される機能もありますが、どんなに便利なものができても、目で見る言葉である手話は、なくてはいけないと考えています。

そして、毎年講師として参加している富士市手話奉仕員養成講座では、手話だけでなく、聞こえないこととは何かを共に考えてほしい、理解を深めてほしいと考えています。

手話は言語です。これからも言語である手話について一人でも多くの人に知ってもらえるよう、普及啓発に努めていきます」と手話で話してくれました。



▲富士ろうあ協会の皆さん。条例成立時の記念写真